

私は、社会民主党・県民連合を代表して、県政全般にわたる諸課題について質問し、知事、教育長、警察本部長の御見解をお聞きします。

質問の第1点目は、**知事の政治姿勢について**であります。

先の国会で、安全保障関連法が国民の多くが反対する中で公聴会の報告もなされず、何が起きているのか確認できないような異常状態の中で暴力的に強行採決がなされました。

高村自民党副総裁の「国民の理解が得られなくてもやらなければいけない」という発言。

石破地方創生大臣の「国民の理解が進んだと言い切る自信はない」という発言。

安倍総理の「国民の理解が進んでいないということはこれまで答弁してきたとおりだが、採決をするかどうかは委員会がお決めになることだ」という発言。

この国会の議論を振り返って、改めて「民意とは何か」「民意をどう捉えるか」について考えさせられました。

言うまでもなく日本は民主主義国家であり、政治の世界において民意が尊重されなければなりません。民主主義社会においては、民意に基づく政治が行われるのが理想ですが、さて民意とは何か？

私は、「民意」には「選挙」「世論」「住民投票」3つの源泉があると考えます。

まず「選挙」についてですが、ここで示される民意は選挙制度という仕組みを通じて、政治の世界において民意が反映されるように考えられています。

つまり、「全有権者を対象に包括的に実施される」「厳格な手続きの下で国民・住民の意思表示が行われる」ことを考えれば、厳密な意味での「民意」として受け止めるべきなのは当然であります。

しかし、選挙だけがすべて民意を反映していると果たしていえるのか、甚だ疑問です。

2014年の衆議院議員総選挙の投票率は53%、自民党の小選挙区の得票率は48%、つまり全有権者の25%、一方比例代表の自民党得票率は33%、全有権者の17%にしかすぎません。

このような低投票率の中で、「選挙で勝ったから、すべて民意は多数派にあり」で民主主義社会が形成されるのでしょうか。

確かに、選挙は議席数の結果の勝敗が基本ですから、自民、公明が一番大きな民意を受け、議会制民主主義においてその代表者たちが政治をリードするのは当然のことです。ただ、先の選挙は「アベノミクス」「経済最優先」を訴え、小選挙区という死票が多い制度の中での勝利で、「集団的自衛権行使」のテーマが中心で闘われたのでしょうか。そうであれば、先の国会開会中のような圧倒的に「安保法制反対」が多数、百歩譲っても「時期尚早」の国民世論は何を意味するのでしょうか。自民党に投票した人も「安保法制反対」が多いから、あのような世論になったのではないのでしょうか。この民意を捉えるなら、日本の政治を担う代表者は「廃案」の選択しかなかったはずですが。

日本の政治の責任を担う代表者であれば、こういった国民の思い（民意）をしっかりと見つけていくべきだと思います。

今日的な政治は、大阪市の橋下市長のように「選挙で勝ったら、すべてが白紙委任されたと考え、民意は我にあり」的な選挙万能論が横行しているように思えてなりません。

確かに、政治が、ふり幅の大きな世論だけに振り回されてはならないことはいまでもありません。だが、民主主義では、いかなる課題であろうが、政治は国民に出来る限り説明し、出来る限り納得してもらうことと、そのプロセスが非常に重要だと考えます。

今回の安保法制の国会審議をみる限りでは、安倍総理も同法制の審議を与党内でリードし

てきた高村自民党副総裁も、そのことや民意の意味の変化を十分に理解しているとはいえないと考えます。

民主主義は、「民意（政治的要請）」と「(複数の) 専門性」のバランスを取って運営していくものではないでしょうか。その意味では、専門の議論も重要ですが、やはり民意をどのようにして受け入れ、あるいは形成していくかが大事なのではないでしょうか。民意を聞くことは、決して「ポピュリスト」ではありません。政治が自分の立場や主張が正しいと信じるなら、国民を説得していかねばなりません。安倍総理や与党自民党・公明党には、その視点が欠けていたのではないのでしょうか。

そのことは、地方自治体の首長や地方議員にも言えると思います。

私も、先の統一地方選挙で初めて無投票当選を経験しました。

正直、県民の皆さんの信任を得られたのか、自分自身でもしっくりいきません。

さらに、近年、地方選挙の投票率が低い状態が続いています。

4月の県議会議員選挙の投票率は48.6%、昨年行われた知事選挙は33.6%、5年前の知事選挙は36.9%の投票率といった具合に低い状況にあるわけです。

「低投票率・高無投票率の時代の“民意”をどう考えるのか」

民意とは何か？民意が政治の場でどう活かされるか。大変むずかしい課題であると思います。

幸いに国会と違って、自治体では民意を代表する機関として、首長以外に「議会」が位置づけられ二代表制が取られております。

我が香川県議会を見ても、41名の議員がいて、地域、業界、団体、労働組合、政党などの代弁者として選ばれており、多士済済であり、一応多様な意見を反映できる形にはなっています。

しかし、全体的には地方議会が住民の声を十分吸い上げているとはいえない報道もなされております。

一方、知事は唯一人であります。

確かに知事も選挙で公約を掲げ、勝ち抜かれましたが、首長は、公約、人柄、資質などを総合的に判断して選出されているのではないかと考えますし、個々の政策というより、大きな方向性で選出されているのではないかと考えます。

当選したからと言って、候補者の公約は判断基準の大きな部分を占めると考えますが、公約すべてが支持されたわけではないと考えます。

先にも述べましたが、「選挙で勝ったら、すべての公約が支持され、民意は我にあり」的な首長の出現に危惧するものです。

個々の政策の民意の捉え方は、地方自治体の場合、大阪都構想や徳島の可動堰の建設の是非を問うたように住民投票という手法もあるわけです。住民投票は、代議制民主主義を形骸化させるとの批判もありますが、4年に一度の選挙では、選挙後に生じた問題への信任ができなく、民意の時差があります。そういう意味で、住民投票は間接民主主義を補完する制度としての役割があると考えられています。

そこで、民意の捉え方としては、「選挙」「世論」「住民投票」という手法があるわけですが、「多様な民意」をどうつかみ、受け止めていくのか。そして、どういう政治姿勢で県政を運営していこうとお考えになっているのか、**知事**にお伺いします。

(知事答弁)

社会民主党・県民連合代表 三野議員の御質問にお答えいたします。

まず、私の政治姿勢についてであります。

議員御指摘のとおり、民意の捉え方には、「選挙」「世論」「住民投票」など様々な手法があります。

選挙は、申し上げるまでもなく、民主主義の根幹をなすものであります。

一方で、当選後も引き続き民意を把握することは非常に重要であり、私は、常に県民本位の県政を肝に銘じ、広く民意を汲み取り、施策に反映していくことに意を用いてまいりました。

具体的には、今定例会に提案しております次期総合計画など、計画等の策定や条例制定の際に、有識者等からなる懇談会の開催やパブリック・コメントを実施し、県民から幅広く意見をお伺いしているほか、県政世論調査や県政モニターへのアンケート調査の定期的な実施により、世論の動向を把握するよう努めております。また、県内各所における県政に関する意見交換会や「知事への手紙」により県民から直接御意見をいただいております。さらには、市長会や町村会など住民に身近な行政の視点から御意見・御要望をお聞きし、施策立案の検討や取組みの充実・改善を図っております。

こうしたことに加え、私自身、年間を通じて可能な限り県内各界の様々な会合等に積極的に参加して生の声をお聞きし、これらの声を県政に生かしていくよう心がけているところであり、最終的には、二元代表制の一翼を担う県議会において御審議いただき、施策の決定を行っているところでもあります。

私といたしましては、県政運営に臨む基本姿勢として、引き続き、各界各層から様々な意見をお聞きして県民本位の県政を徹底していくこととしており、県議会はもとより、8市9町とのより緊密な連携のもと、誠心誠意全力で取り組んでまいります。

質問の第2点は、**財政運営指針について**であります。

平成23年度から5年間を計画期間とする財政運営計画が、今年度で最終年度となることに伴い、今後5年間の新たな財政運営の指針が策定されました。

現行の財政運営計画につきましては、総額942億円の収支不足に対して収支均衡が図られてはいるものの、持続可能な財政構造への転換という観点では、臨時財政対策債を除く県債残高の減少のみを達成するにとどまり、県債全体としての残高は増加を続けているという点で物足りなさを感じておりました。

今回示された財政運営指針においては、「元金プライマリーバランスの黒字化を図り、県債残高の減少を目指す」という目標が加えられました。臨時財政対策債を含めた県債残高の上限目標の設定は、まさに以前から我が会派が主張してきた内容であり、将来の財政負担の軽減にも留意した県債の適正管理に踏み込んだことは評価すべきであり、ぜひとも実現していただきたいと思っております。

一方、国の財政健全化に向けた取組みは、地方財政の今後に危惧を与える方向に向かいつつあります。6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」いわゆる「骨太の方針」において、平成32年度に国・地方を通じた基礎的財政収支の黒字化をめざす財政再建目標が打ち出されました。「経済・財政一体改革」を不退転の決意で断行するとした国の真意は、地方の歳出効率化、言い換えれば、地方一般財源の切り込み・削減にあります。財政健全化を図るため、国が地方を切り捨てる可能性は否定できないどころか、大いにあると言わざるを得ません。

そのような視点を持って財政運営指針を拝見させていただきましたが、5年間で835億円の収支不足が見込まれるということで、引き続いて厳しい財政状況であります。人口減少と高齢化は5年前よりも一層進展している訳であり、そういう意味では、現計画以上に身の丈に合った規律ある財政運営が求められることになるとともに、国の動向も、より注視していく必要があることは言うまでもありません。

骨太の方針に沿って、平成30年度まで地方の一般財源総額確保がされたとしても、その分、社会保障関係経費の増が見込まれることは明白です。さらに、リーマン・ショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進め、財政再建を進めるとしている国の方針において、社会保障関係経費に対する国庫補助の削減がなされれば、地方は、その分を自ら持ち出して財源補てんをするか、住民サービスを切り捨てるしかなくなるのです。これらを考えると、けっして楽観的な見方はできません。

そこで、知事にお伺いいたします。財政運営指針は、5年間の計画期間で一般財源総額が243億円伸長する財政フレームとなっていますが、骨太の方針など現在の地方財政をめぐる情勢をどう認識したうえで策定されたのか、まずお聞かせください。

さらに、収支不足を解消する具体的対策の中で、「事務事業の廃止・見直しの徹底」として143億円の歳出抑制が見込まれていることも、現計画と異なるポイントではないかと捉えております。

事務事業の廃止・見直しは、これまでも進めてきたものであり、これ以上の徹底は並大抵のことではないと考えますが、具体的にどのような方針で取り組まれるのか、お伺いいたします。

また、臨時財政対策債を含む県債残高の減少を目指すとした目標をより実現可能性の高いものとしつつ、人口減少社会の将来を見据えたさらなる財政健全化への取組みについてのお考えも、併せてお伺いいたします。

(知事答弁)

次は、財政運営指針についてであります。

本県財政は、依然として厳しい状況が続いており、多額の収支不足が見込まれる中、計画的な財政運営を行っていく必要があることから、今年度で計画期間が終了する「財政運営計画」に代わる「財政運営指針」を策定いたしました。

本指針は、本年6月に閣議決定された国の「経済財政運営と改革の基本方針2015」等を踏まえるとともに、社会保障関係経費の増加等を勘案しており、そのうえで、現時点で考えられます歳入確保策や歳出抑制策を講じ、収支均衡を図ろうとするものであります。

御指摘の一般財源総額につきましては、今後、地方消費税率の引上げ等により増額が見込まれますが、社会保障の充実・安定化に用途が限定されている地方消費税率の引上げによる増収分を除けば、三位一体改革以前の水準まで回復しておらず、決して楽観できる状況にないと考えております。

さらに、国において、財政健全化計画が検討されるなどの厳しい状況も承知したうえで、地方交付税は順次削減されるものとして見込んでいるところであり、今後とも、国の地方財政に対する考え方などを注視してまいります。

一方、事務事業の廃止・見直しについては、まず、既に目的を達成したと認められる事業の廃止など、既存事業等の徹底した見直しにより、新規重点事業の実施に必要な財源の

2分の1を確保することとし、さらに、その他の経費についても、毎年度、成果検証を行い、事業の廃止・統廃合等を徹底することで、後年度負担の縮減を図ることとしております。

御指摘のとおり、事務事業の廃止・見直しにつきましては、これまでも徹底してきたところであり、困難を伴うものと認識しておりますが、私を含めて職員一人一人が全力で取り組み、限られた財源を有効に活用して、本県の将来の発展に資する施策を積極的に展開してまいりたいと考えております。

さらに、私は、人口減少が一層進行する中、次世代への責任の視点に立って、将来に過度の財政負担を残さない持続可能な財政運営を進めていく必要があると考えており、今回、臨時財政対策債を含む県債残高の減少を目指すことを目標といたしました。

このような課題認識のもと、施策の選択と集中をより一層徹底するなど、従来にも増して計画的な財政運営に努めるとともに、地方交付税をはじめとした一般財源総額の確保や臨時財政対策債の廃止等、地方財政の充実・強化について、引き続き、国に対して強く働きかけてまいります。

質問の第3点は、**人事行政について**であります。

まず、**人事委員会勧告の取扱いについて**であります。

10月8日、県職員の給与改定について、人事委員会勧告がなされました。

勧告制度は、職員の適正な処遇を確保することを目的として設けられているものであり、平成27年勧告の内容については、民間給与との較差等を踏まえ、給料表の引上げ改定を行うものなどとなっています。そして、勧告を受けた知事は、その取扱いを決定して、給与条例改正案を議会に提案するのが通常であります。

しかしながら、今県議会において、条例改正案は提案されていません。その背景は臨時国会の召集見送りです。

例年、国家公務員の給与勧告の取扱いは、秋に開催される臨時国会において法案審議され、年内に施行されます。しかしながら、臨時国会が見送られ、国家公務員の給与改定時期が遅れる公算が強くなっています。これまで総務省は、地方公務員の給与改定が国に先行しないよう求めてきており、国の法改正の遅れに伴い地方の改定時期が遅れているという構図で、これもおかしな話であります。

これまで、県当局の基本姿勢は、あくまでも勧告を尊重するというものであります。今回も、それが変わらないのであれば、国の動向に左右されず、本県の主体的な判断として条例改正案を提案すべきであったと考えます。

地方分権・地方創生が叫ばれ、より深めていく必要がある現在、国よりも先に実施しないという固定的概念を打破し、本県の独自性を発揮して改正を実施するという選択肢はないのでしょうか。 **知事**のお考えをお伺いいたします。

(知事答弁)

次は、人事行政のうち、人事委員会勧告の取扱いについてであります。

地方公務員の給与については、地方公務員法に、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」と規定されており、これまでもこの考え方に沿って、県職員の給与を定めてきたところであります。

先月8日に、人事委員会から、本年の民間給与との較差に基づき、県職員の給与改定が勧告されており、私としては、人事委員会勧告を尊重するという基本姿勢に変わりはありませんが、給与条例の改正については、法律の趣旨を踏まえ、「国及び他の地方公共団体」の状況を見極めた上で、対応してまいりたいと考えております。

次に、職員採用のあり方についてであります。

本県では、平成7年度以降、数次にわたり行財政改革を断行してまいりました。その最たるものが職員数の削減であり、平成10年度比で約24%も減らし、全国で最も少ない2,800人体制となったのは御承知のとおりです。

その手法は、退職者数に見合う採用を行わない単なる引き算で削減を図るものであり、しかも、痛みを伴う急激な削減であったことから、結果、年齢構成のアンバランスという組織上の大きな傷跡を残しました。実際、本県職員の年齢構成は、20歳台後半から30歳台の層が異常に薄くなっており、平成10年度あたりからの採用抑制期と合致します。

県政の最重要資源は、行政執行を担う職員であることは言うまでもありません。職員が持てる力を発揮するには母体である組織そのものが重要となりますが、組織を構成する職員の年齢構成がいびつであるということは、その機能上、少なくともプラスにはなり得ません。知事もそのことは認識しておられるはずで、事実、香川県行財政改革基本指針の具体的な取組内容を年度ごとに取りまとめた実施計画においても、「年齢構成のアンバランス是正などの観点から経験者採用選考試験を実施する。」旨が記されています。

行財政改革で生じた傷跡を経験者採用という手法で埋めていく手法は疑問ではありますが、その目的と必要性について知事の御所見をお伺いするとともに、その効果をどのように検証・分析されているかについても併せてお聞かせください。

(知事答弁)

次に、職務経験者採用についてであります。

職務経験者採用は、議員御指摘のとおり、新規採用を抑制してきた中で生じた職員の年齢構成のアンバランス是正のほか、民間企業等で培った社会人としての経験などを生かし、組織の活性化を図ることなどを目的としており、その達成のために必要なものと考えております。

職務経験者採用を開始した

平成21年度以降、採用した79人のうち9割以上が、職員数の少ない年齢層である30歳代となっており、年齢構成の是正が一定程度、図られていると認識しております。

また、採用された職員は、これまでの経験も生かしながら幅広い分野で県行政を担っていることから、近年では、全体的な職員採用者数の増加も踏まえ、職務経験者採用の人数や職種を拡大しているところであります。

職務経験者採用については、今後とも、職員の年齢構成の平準化の観点から、新卒者の採用を補完する形で実施していきたいと考えており、より優秀な人材が確保できるよう努めてまいります。

質問の第4点は、**地域医療構想について**であります。

地域医療構想について、本県では、来年度半ばの策定に向け、検討を進めていると聞いています。地域医療構想は、将来のあるべき医療提供体制と現在の医療提供体制を比較して、将来体制の実現に向けた施策を定めるものと認識しています。現体制は、昨年の医療法改正により創設された、病床機能報告制度により把握するとのことです。

しかしながら、昨年の病床機能報告においては、高松赤十字病院の高度急性期病床数が県立中央病院など他の大規模病院に比べ突出して多かったと聞いています。具体的には、県立中央病院が34床の高度急性期病床を有する旨報告している一方、高松赤十字病院は470床の高度急性期病床を有する旨報告していたとのことです。それぞれの病院の持つ機能からして、このような病床機能報告が実態に即したものととは到底思えません。このような病院機能報告のデータと、地域医療構想の機能ごとの病床数を比較して、どの機能の病床が不足しているか議論することに何か意味があるものとは考えられません。

また、最近、メタボ健診のデータについて会計検査院が検査したところ、データの処理に不備があり、メタボ健診のデータがレセプトデータと突合ができていないことが明らかになりました。このような不備のあるデータに基づいて政策立案が行われれば、県民の生活に大きな問題をもたらすものと考えられます。

地域医療構想の策定に当たって、このような客観性を持たない病床機能報告のデータを基礎として議論が進められるようでは、県民が必要とする医療が提供されるとは思えません。やはり、信頼できる地域医療構想を策定するため、医療機関から毎年度報告される病床機能報告のデータについては、その客観性が確保されるべきではないでしょうか。

そこで、地域医療構想の策定に当たって、病床機能報告のデータがこのような状態のままで問題はないのか、そして、今後、病床機能報告のデータの客観性をどのように確保し、どのように活用していくつもりか、**知事**にお伺いいたします。

(知事答弁)

次は、地域医療構想についてであります。

地域医療構想の策定に当たり、国からガイドラインで示された将来の必要病床数の算定方法は、2013年のレセプトデータ等を用いて、2025年の推計人口に置きなおして算出した医療需要を基に、地域の実情に応じた調整を加えるものであり、議員御指摘の病床機能報告の内容に影響を受けるものではありません。

一方、病床機能報告における医療機能は、現時点では、病棟単位の医療の情報が不足していることから、国が示した定性的な基準を参考として、各医療機関が自ら選択したものとなっております。

しかし、病床機能報告は、毎年度、各医療機関の医療機能ごとの病床数だけでなく、構造設備や人員配置、具体的な医療の内容等を公表することとしていることから、その結果に基づき、構想区域ごとの地域医療構想調整会議において、医療関係者や医療保険者等が地域医療構想の実現に向けて協議・調整を行うことにより、病床機能報告の客観性も検証されるものと考えております。

今後、国も、さらに病床機能報告について検討していくと聞いておりますが、病床機能報告は

定量的で客観的な基準に基づくことがより適切であると考えられることから、引き続き、国に要望してまいります。

私といたしましては、県民の皆様が各地域でそれぞれの状態に応じた適切な医療を受けられる体制の構築に向けて、病床機能報告等を活用して、各医療機関の自主的な取り組みや、医療機関相互の協議による調整が円滑に図られるよう取り組んでまいります。

質問の第5点は、**総合診療医の確保・養成について**であります。

私は、先の9月議会の一般質問において、県立中央病院など急性期病院にあつては、高度急性期医療を担うため、必要な専門医を確保し、こうした医師の専門性をさらに高めるための研修を積極的に実施し、医師のスキルアップを図ることが重要であるとの認識で質問をしたところで

す。

確かに、専門医は高度急性期病院では必要だと考えますが、すべての病院で専門医を目指すべきではないと考えます。

高齢化が進む中で、糖尿病や高血圧などの生活習慣病の患者が増大し、症状も複数の臓器にまたがるものが増えてきています。これらの患者については、特定の臓器だけ専門的に診るよりも、患者の生活習慣も含めて、その人の体すべてを診ることのできる総合診療医が診察を行うことが効果的であると言われていています。

総合診療医には、○地域住民の生活習慣を含めた体の全てを診る能力、○大病院の臓器別専門医に紹介しなければならない病気を迅速かつ的確に見つけ出し、専門医に送る能力、○住民の健康に関して、住民や行政に働きかけ、連携していく能力、○社会的なコミュニケーション能力などが求められていると考えます。このような能力は、地域の病院で勤務することで身につけることができるもので、とりわけ、中小規模の公立・公的病院などにおいて、総合的に患者を診ることができる総合診療医を養成していくことが必要となってくると考えます。

大学病院や高度急性期病院は、専門医療を研究するという性格から、総合診療医を養成しにくい体質にあると考えます。

そこで、他県でも取り組んでいる先進地事例を導入することも検討すべきではないかと考えます。例えば、地元大学医学部に寄附講座を開設して、各公立・公的病院の中に講座の研究室を設置し、総合診療の指導で全国的に有名な医師を呼んで週2日のプライマリケアに関する教育研究を行い、研修医や医学生の指導を行ったりして教育力を高め、研修医や常勤医師を増やしているところもあります。

また、総務省の定住自立圏構想の財政支援制度を活用するなどして、地域の病院が連携し、初期あるいは後期研修プログラムなどの医師研修機能を向上させること、さらに医学生の教育プログラムも導入することが大事ではないかと考えます。

総合診療医を確保・養成するためには、県が公立・公的などの中小規模病院との連携を強固にして、医師・医学生の研修機能の仕組みの構築や助成を積極的に行うことが必要だと考えますが、  
知事の御見解をお伺いします。



(知事答弁)

次は、総合診療医の確保・養成についてであります。

議員御指摘のとおり、高齢化の進展とともに、複数の疾患を有する患者が増加してきていることなどから、特定の臓器だけを専門的に診るのではなく、総合的な診断能力を有する総合診療医の確保・養成が重要になってきております。

こうしたことから、県では、県医師会、香川大学医学部、県内の中核病院等が協力して、若手医師等の育成を図る「香川県医師育成キャリア支援プログラム」に「総合医研修コース」を設けており、研修参加医師と研修先医療機関に対して、それぞれ年60万円を、3年間を限度に支出しております。

これにより、これまでに3名の医師が総合医研修コースに参加しております。

そのほか、県内医療機関で一定期間の勤務を義務付ける医学生修学資金貸付制度において、対象医師が専門診療科を選択する際の推奨診療科の1つとして、総合診療科を掲げております。

また、平成29年度から、新たな専門医制度が開始されますが、基本領域の1つとして、総合診療専門医が位置付けられており、県内でも、複数の医療機関が基幹施設として総合診療専門医を育成する研修プログラムを作成中と伺っております。

この研修プログラムは、地域医療を守る観点からも、基幹施設以外の連携医療機関での研修も義務付けられていることから、研修プログラム作成中の基幹施設の医療機関に対し、できるだけ多くの中小規模病院等を連携施設に加えるよう働きかけているところであります。

私といたしましては、今後とも、関係者との連携を図りながら、地域医療を支える上で重要な役割が期待されている総合診療医の確保・養成に取り組んでまいります。

質問の第6点は、**企業立地の推進**についてであります。

人口減少による活力の低下、特に、生産年齢人口の減少が税収減の主要因となるものとして、本県財政への影響も懸念される中、雇用の創出と自主財源の確保につながる企業立地施策の重要性は認められるものであると考えます。特に、末永く良質な雇用の場を提供し、地域経済に活性化を与え続けるような企業の誘致が望ましいことは言うまでもありません。

知事におかれては、就任以来、率先してトップセールスを行い、戦略的な企業立地の推進に取り組まれてきたところです。今県議会に提案されている「新・せとうち田園都市創造計画」で、重点施策の冒頭に取り上げておられることも、知事の強い思いの表れでありましょう。

足を使って交通網など本県の立地環境の優位性をアピールし、汗を流して受入態勢の充実に努めていることは認める一方で、見逃せないのは、企業誘致の優遇制度が数次にわたって拡充され、その予算額も膨張し続けている事実であります。

企業誘致の助成制度予算額は平成22年度には6億3,300万円であったものが、助成対象の拡大などを経て、5年後の平成27年度には5倍近くの30億900万円にまで膨れ上がりました。しかも、これらはすべて一般財源が充当されており、真水での県費負担の増となっているのです。5年間で24億円も一般財源負担が増える事業など、本県では他に類を見ないと言えるでしょう。さらに、県税の減免措置も設けられており、非常に手厚い優遇制度となっています。

私も、企業立地の取組みを否定するものではありません。先日、日本銀行高松支店から発表された「香川県金融経済概況」において、「本県内の景気は、緩やかな回復を続けている。」とされたところでもあり、中長期的に安定的な経済効果をもたらし、働く場の確保と労働環境の整備に寄与する企業立地の推進は、一定有効な施策になり得るものです。助成制度の条件に、新規常用雇用が盛り込まれていることも承知しています。つまり、問題となるのは、その費用対効果であり、年間30億円の投資に対して得られる成果が問われるのだらうと考えます。

そこで、本県の企業誘致に対する基本的な方針と戦略性をお示しいただいたうえで、費用対効果を踏まえた経済効果と雇用確保という成果を、どのように評価しておられるのか、**知事**にお伺いいたします。

また、今県議会に条例改正案が提案されているように、首都圏にある企業の移転などを目指すのも一つの方向性かもしれませんが、多くの県民が享受する「働く場の確保と労働環境の整備」は、地元雇用の拡大や地元企業とのつながりといった地域への貢献を重視する中から生まれてくるものと考えます。

県内企業の設備導入などの再投資や、事業環境の整備などへの支援にも重点を置くべきではないかと考えますが、併せて**知事**のお考えをお伺いいたします。

(知事答弁)

次は、企業立地の推進についてであります。

企業の新たな立地は、立地時の設備投資効果に加え、稼働後は相当数の新規雇用が見込まれ、地元企業との新規取引や取引拡大など、波及効果も期待でき、地域の活性化に大きく寄与するものと考えております。

このため、企業誘致を進めるにあたっては、集積業種等を定めた「香川ものづくり産業振興計画」に基づき、各市町、金融機関、産業支援機関、経済団体などとも連携し、優良な企業の誘致や立地環境の一層の整備等に全力を挙げて取り組んでおり、私自身直接、企業のトップにお会いし、本県の立地環境の優位性等をPRするなど、誘致に努めております。

また、助成制度につきましては、地域間競争が激化する中で、企業や近隣他県の動向等も踏まえ、随時見直しを行ってきたところであります。

平成22年度から5年間の助成実績は、件数38件、助成総額56億円余となっており、これら助成により、560億円を超える投資と1,000名を超える新規常用雇用が創出されており、県内企業との取引拡大などを含め、本県経済の活性化に大きく貢献しているものと考えております。

これらの助成を受けた多くの企業においては、通常、新規投資を行った後は償却負担が大きいにもかかわらず、法人二税の税収が県全体の伸び率を上回っており、加えて新規雇用による個人住民税や市町における固定資産税の増にも寄与していると考えられます。

また、既に県内に立地している企業への支援も、重要であると考えており、継続的に企業訪問を行うことで、企業の様々な課題を把握し、その解決に向け、迅速かつきめ細やかにワンストップサービスでサポートするとともに、県内工場の拡張や設備導入等に対する各種支援も行っているところです。

私といたしましては、地域全体が力強く着実に成長していく社会の実現のため、これまでの取組みに、今定例会に提案しております本社機能の移転・拡充への支援策も加え、新たな企業の誘致と県内企業の競争力強化に積極的に取り組んでまいります。

質問の第7点は、**県産品振興**についてであります。

先ほどの企業誘致と並んで、就任以来、知事が力を入れて取り組んできたのが県産品振興であります。トップセールスをはじめ振興策を強力に推進し、組織体制についても、総合的な企画・調整を所管する県産品振興課が平成22年11月に設置された訳であります。

以降、国内外に向けて積極的に情報発信するなど、県産品の販路拡大を図ってきたところですが、消費者ニーズや需給動向の変化にも対応すべく、「かがわ県産品販路開拓プランの策定」や「かがわ県産品振興機構の設立」など、地域の特徴や実情に沿った戦略的な対策も講じてきたものと理解しております。

その成果の表れとして、県サポートによる県産品国内販売額については、平成22年度が3億2千万円余であったのに対し、平成26年度には14億7千万円余まで増加、同じく海外では、2,300万円余であったものが8,200万円余まで伸びております。実際に投入されたコストに見合った実績であるかどうかという議論はあろうかと思いますが、県産品の魅力の向上につながっているということは一定評価できます。

しかしながら、人口減少と高齢化の一層の進展に伴って、国内市場が縮小傾向を示すとともに、急速な市場のグローバル化が進む中、他県においても、同様に積極的な県産品振興に取り組まれており、地域間・国際間の競争はますます激化の一途をたどっています。それに附随する形で各種課題も浮き彫りになってきております。

まず、オリーブ牛などの認知度は徐々に高まっているとのことですが、さぬきうどん以外は首都圏等での知名度は総じて低く、生産量も少ないと聞きます。

また、アンテナショップにおける販売展開は、悪い意味で総花的であり、主軸がなく、商品特性を生かしきれていないように見えます。厳しい言い方をすれば、ターゲットと取組みを絞り切れていないということです。

実施事業においても、「さぬきうまいもんプロジェクト事業」や「香川印戦略的販路拡大事業」などは、あまりにもその内容に広がりを持たせすぎであり、焦点が定まっていらないように思えてなりません。

そこで知事にお尋ねします。県産品振興については、手当たり次第に施策・戦略を展開していくのではなく、重点化ポイントを絞った明確で統一的なビジョンが必要だと考えますが、県産品振興課設置後5年間の評価と今後の方針について、お考えをお聞かせください。

また、県産品振興施策を推進する中では、情報発信の拠点としてアンテナショップの役割が欠かせないと考えますが、その活用策についても併せてお聞かせください。

(知事答弁)

次は、県産品振興についてであります。

県ではこれまで、さぬき讚フルーツ、オリーブ牛、オリーブハマチなどの本県のブランド品目を重点品目として、国内においては大消費地である首都圏や関西圏の大手百貨店等での香川県フェアの開催や、卸・仲卸業者などの中間物流業者に対する商品提案などを行うとともに、海外においては近隣アジア諸国を中心に、展示会への出展やバイヤーの産地招へいなどに取り組んでまいりました。こうした取組みの結果が継続的な取引へとつながっており、県が関与した販売額は国内外とも増加していることから、この5年間の評価としては一定の成果があったものと考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、首都圏等における、うどん以外の県産品の認知度は全体としてなお低い状況にあり、加えて地域間・国際間の競争も激化していることから、今後、これまでに築いてきたバイヤー等との連携をさらに深めるなどして、多様化・高度化する消費者ニーズの把握や海外における新たな市場の開拓とともに、引き続き、焦点を明確にして、私自身が先頭に立ってトップセールスを行うことなどにより、県産品の販路拡大とブランド化を進めてまいります。

また、アンテナショップについては、季節に応じた県産品フェアの開催、かがわ県産品コンクール入賞産品の販売促進、旬彩館2階のレストランにおける年明けうどんのメニュー提供などにより、旬な情報をタイムリーに発信してきておりますが、単に売れ筋の県産品を並べるのではなく、これまで以上に新商品のテストマーケティングや売れる商品の掘り起こしなどの場となるよう、情報発信拠点としてより一層の有効活用に取り組んでまいります。

今後とも、生産者や関係団体、かがわ県産品振興機構と緊密に連携をとりながら、これらの取組みを着実に推進し、県産品の振興を図ってまいります。

質問の第8点は、**TPP農業対策**についてであります。

先月、TPP交渉の大筋合意が成立し、併せて、各種農産物が受ける影響が農林水産省において分析されています。その内容は「国内農業への影響は少ない。」として、農家の不安を解消しようという恣意的な狙いが表れたものとなっておりますが、分析は極めて表層的であり、事はそう単純ではないと考えます。

TPP発効直後こそ輸入品との差別化が図られる構図が見られるでしょうが、中長期的に見れば、農林水産物に限らず、地域産業、雇用、医療・福祉、食品安全など、国民生活の隅々にまで、良きも悪きも影響が及ぶことになるでしょう。各種報道でもさまざまな論点が駆け巡っていますが、地方の農家の不安を訴える声は、日々大きくなっているところであります。

TPPに対する本県のこれまでのスタンスは、「十分な情報提供を行ったうえで、農業を中心に地域の実情に合った経営安定化対策を国の責任において講じ、地方経済に犠牲を求めることはするべきではない。」とするものであり、悪影響を懸念し、危機感を有していただいているものと思料します。

さて、国は、TPP農業対策の中で「攻めの農業への転換」を強調しており、生産性を高めるための農地集積などを進めて、農家の体質強化に取り組む方針を打ち出しています。農家の競争力を高めることはもちろん必要ですが、一方で、県内農業を守っていく具体策が伴わなければならないと考えます。

T P P 対策の名のもとに、農業現場の声を無視して押し進めることはあってはなりませんし、農業者の高齢化や兼業化の進行、小規模な耕地面積規模といった、本県農業の特性も考慮すれば、やみくもに場当たりの補助金をばらまくことも適当ではありません。

そこで、今回のT P P交渉の大筋合意を受けて、「攻めるべきは攻め、守るべきは守る」という姿勢のもと、特性のある県内農業を守るため、農業振興策として、どういった点に重点化を図っていくおつもりなのか、**知事**にお伺いいたします。

また、耕作放棄地が増加している現状下において、農地を保全する仕組みを構築することも大きな課題であります。地域を支える集落営農の推進強化、香川県農地機構等による農地集積の促進などを、現在、押し進めているところですが、市街化調整区域を外し、飛び地になっている香川県の農地の状況を見ると、それにも限界があり、すべてを集積できるわけではありません。

そこで、農地保全策としては、零細経営の多い本県農業の特性からして、例えば、定年退職後の高齢者を活用して市民農園や産直市といったものを活性化するなど、住民により身近な支援施策が必要となってくると考えますが、併せて御所見をお伺いいたします。

(知事答弁)

最後は、T P P を踏まえた本県の農業振興策及び農地保全策についてであります。

国のT P P 対策については、昨日、「総合的なT P P 関連政策大綱」が策定され、T P P の活用促進やT P P を通じた「強い経済」の実現、農林水産業をはじめとする分野別の施策展開など、今後の政策の方向性が示されたところであります。

県といたしましては、これまでも、政府に対して経済連携協定のいかににかかわらず、経営規模が零細な本県の農水産業が将来に渡って持続的に発展していけるよう、その再生・強化に向け、万全な対策を講じるよう要望してまいったところであります。

また、現在策定中の次期香川県農業・農村基本計画においても、本県農業が持続的に発展していくために、経営感覚に優れ、国内外の産地間競争に打ち勝つことができる、中核となる力強い担い手の確保・育成や、本県の強みであるブランド農産物の生産拡大など、消費者ニーズに即した魅力ある農産物の生産・流通・販売により、農業所得の向上と競争力の強化を進めてまいることとしております。

こうした方向性は、これまでの農政改革や「総合的なT P P 関連政策大綱」で示された、国の施策と軌を一にするとところも多いものと考えておりますが、今月18日のT P P に関する国への要望の際に、本県の実情を踏まえ、小規模零細農家が犠牲となることがないように、全国一律的な規模要件を設けないことなどを強く働きかけたところであり、県としても、集落営農の推進など地域で農業を支えるための取組みも展開してまいりたいと考えております。

次に、農地保全策については、農業振興地域制度、農地転用許可制度の的確な運用や、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化により、生産性の高い優良農地の確保に努めるとともに、集落営農の組織化や地域における農地の保全等に関する共同活動などの取組みを積極的に支援してまいりたいと考えております。

また、本県の特性を踏まえると、定年退職後等の高齢者の活用を図ることも考える必要がありますことから、集落営農組織への参画をはじめ、御指摘の点も含め、その方策について検討してまいりたいと考えております

質問の第9点は、**県立体育館のあり方について**であります。

ユニークな船の形をしている県立体育館は、昭和39年に建設され、県民が日常生活の中でスポーツに親しみ、健康づくりを推進する場として、親しまれてきました。県庁舎東館と並んで、20世紀を代表する世界的建築家である丹下健三先生の代表作であることもよく知られているところです。

しかしながら、建築から50年近くが経過し、老朽化が著しく進行する中、大きな岐路に立つことになりました。平成23年度から耐震改修に着手し、調査を行った結果、屋根が落下する危険性が高いことが分かり、ケーブルで支えられた特殊な屋根全体を補強する特別な工事が必要とされたのです。

その顛末はご存知のとおりです。教育委員会は、平成25年度に実施設計を行ったうえで、翌年度に耐震改修工事を行う計画を描きましたが、3回行った入札はすべて不調に終わりました。資材価格の高騰や労働者不足、構造の特殊性など、さまざまな要因はあったと考えますが、予算も当初の6億円近くから8億円余りにまで引き上げたところで実施に至らなかったのが現実であります。そして、改修工事は見送り、平成26年9月末をもって閉館となりました。

現段階で、今後の取扱いについては決まっていないと承知しておりますが、何らかの形で建物を残して維持するためには、これまでの経緯から見て、多額の費用負担が必要となります。また、天井が低く、競技施設としての機能も十分でないことから、費用対効果に見合う投資となるかどうか疑問符を付けざるを得ません。

今般策定された財政運営指針において多額の収支不足が見込まれ、限られた財政資源を効率的に活用することが求められている状況下、優先すべきは県民の生活に影響する行政サービスであります。老朽化した体育館の耐震改修と機能維持・利活用がそれにあたるとは思えません。

折しも、中核的な機能を持つ新体育館の整備方針が打ち出され、本格的な検討が開始された今、多額の費用をかけて、実用性に難のある半世紀前の建物を保存する意義は図りかねます。なにより、新旧2つもの体育館を維持管理していく財政的余裕など、本県にはないはずで

す。芸術的価値観から県立体育館を残してほしいという声があることも承知しておりますが、東京では、同じく丹下先生の設計である赤坂プリンスホテルが周辺環境に配慮した再開発計画のもと取り壊されたという実績もありますし、本県には、何よりシンボリックなものとして、約42億円をかけて歴史・文化・芸術的価値を保存するという判断をした県庁舎東館があるではありませんか。

そこで教育長にお伺いいたします。県立体育館の保存に対する県民意識がそれほど高くはないと思われる中、中途半端な状況に放置されている現状について、どのように認識され、どのように県民への説明責任を果たすおつもりなのかお聞かせください。

また、早急に解体の方針を決定し、新体育館の整備に向けて次のステップを踏み出すべきと考えますが、今後の取扱いについての御所見も併せてお伺いいたします。

(知事答弁)

社会民主党・県民連合代表 三野議員の県立体育館についての御質問にお答えいたします。

旧県立体育館については、耐震改修工事を実施するには多額の経費が見込まれるほか、天井が低く、改修しても種目によっては全国大会が開催できないなど、競技施設としての機能が十分でないこと等から、改修工事を見送り、昨年9月末で閉館し、所要の条例改正を行ったところであります。

これにより県立の体育館がない状態となり、新たな県立体育館について、今年度から、これまで他県の体育館の状況を調査してきた内容等を踏まえながら、新県立体育館整備検討委員会を設け、施設に求められる機能・規模等について検討を行っているところであります。

現在、旧県立体育館は、敷地内にある池の周りに安全上のフェンスを設置し、内部については、天井が落下する可能性があることから立ち入りをお断りしていますが、敷地内の駐車場については、隣接する県立武道館で県高校総体や国体予選等の大会が開催される際の駐車場として活用しているところであります。

この施設の取扱いについては、体育館以外の用途としての利用の可能性なども含め、関係部局と協議しているところでありまして、仮に解体するとしても多額の費用が想定されますことから、県財政に留意しつつ、さまざまな観点から引き続き検討を進め、県議会の御意見をお聞きしながら、その取扱いを固めたいと考えており、当面、今の状態で適切に管理を行ってまいりたいと存じます。

質問の第10点は、**いじめ事案認知時の警察の対応等について**であります。

今月1日、愛知県名古屋市内の中学1年の男子生徒が、「学校や部活でいじめを受けている。耐えられない。」という遺書を書き、自ら命を絶ってしまうという非常に悲しい事案が発生しました。

この事案の後、男子生徒が通っていた中学校で緊急のアンケート調査が行われ、その結果を名古屋市教育委員会が公表しておりましたが、全校生徒約500人中16%に当たる80人の生徒が、いじめを直接見たり、本人から相談を受けていたり、無料通信アプリ等の伝達方法も含めて本人以外から聞いたと答える一方で、学校の教員は、全員が「いじめを認識していなかった。」と答えているとのことでした。

いじめは、無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態、遊びやふざけあいのような形態、部活動の練習のふりをして行われる形態等といった方法で、大人の目につきにくい時間や場所を選んで行われている上、いじめられている子供は、親に心配をかけたくない、訴えたら仕返しが怖い等といった心理が働くこと、いじめが行われていることを知っている子供は、先生等に言ったことがバレたら今度は自分がいじめられるかもしれない等といった心理が働くことから、学校の教員や保護者等に相談することができないという特徴があるために、子供は知っているも大人は全く気付かないということになってしまふと考えられます。

過去のいじめ事案を調べたところ、いじめ行為がエスカレートして、5,000万円を超える現金を脅し取られた恐喝事件、理由もなく殴られ骨折するといった傷害事件等も発生しています。

一方で、いじめの現場を目撃した大人が、いじめを受けていた子供の保護者に対して学校ではなく警察への届出をアドバイスしたことにより、自殺という最悪の事態を回避するとともに加害少年を逮捕するにいたった事例もあったとのことであり、学校がいじめを把握する前に、事件の相談や被害の申告という形で警察がいじめを把握することもあると考えられます。

そこで、今年1月から10月までの間に、県警察が認知したいじめ事案の件数、そのうち事件化した事案があるのであればどのような事案であったのか、昨年同期と比較した場合の増減数について警察本部長にお伺いします。

さらに、いじめ問題については、学校、家庭、地域社会等すべての人が一体となって取り組むべき課題であり、保護者をはじめとする大人達が子供達の行動について関心を持って見守り、子供の様子がおかしいなと思った時や子供がいじめを受けていることを知った時は、学校だけでなく警察に相談することも必要であると考えます。

その場合、相談を受けた警察が果たす役割は非常に大きく、人命にかかわるかもしれない、事件に発展するかもしれないという危機感を持って適切に対応することが求められると考えますが、県警察としていじめの相談を受けた時にどのように取り組むのか、警察本部長にお伺いしまして、社会民主党県民連合を代表しての質問を終わります。

(警察本部長)

社会民主党・県民連合代表三野議員のいじめ事案認知時の警察の対応等についての御質問にお答えいたします。

県警察が、本年1月から10月までの間に保護者や本人等から、いじめに関する相談や届出を受けた件数は32件で、昨年同期と比べ、8件増加しております。

そのうち、検挙・補導した事案は、傷害、恐喝、強要等の6件で、昨年同期と比べ2件増加しております。

いじめの相談を受けた時の対応については、県警察では、学校におけるいじめ問題は、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為がある場合には、被害少年や保護者等の意向、学校における対応状況を踏まえながら、捜査・補導等の措置を講じているところであります。

特に、被害少年の生命・身体の安全が脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれ大きい事案については、迅速に捜査等に着手するとともに、被害少年の保護のために必要な措置を講じるなど、警察として主体的に対応しております。

県警察としては、今後とも、学校等と緊密に連携しながら、

いじめ事案の早期把握に努めるとともに、事案の重大性、緊急性等を踏まえた迅速・的確な対応を行ってまいります。